

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針改訂について

厚生労働省は8日、新型コロナウイルス感染に関する相談・受診の目安について、「37.5度以上の発熱が4日以上続く」との表記を削除した新指針を公表しました。

先にお示しした修道中学校・修道高等学校の「新型コロナウイルス感染症に対する基本方針」では、「37.5℃以上の発熱があり、咳やくしゃみ等の風邪のような症状を併発していることが確認された場合は、登校を控え、自宅で様子をみる」となっていますが、37.5℃以上であるかどうかにかかわらず、風邪症状が見られるときは、登校を控え、自宅で様子をご覧くださいませようをお願いいたします。

検温およびclassiへの入力につきましては、体調把握のため、引き続きお願いいたします。

なお、相談窓口にご相談いただく目安等につきましては、広島県やお住まいの市町村のホームページをご参考ください。

広島県HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/covid19-cases.html>